

配偶者暴力等に関する保護命令事件の申立てをされる方へ

さいたま地方裁判所第3民事部保全係

- 1 **保護命令**とは、あなた（申立人）が配偶者（相手方）から身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫を受け、今後身体への暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けおそれ大きい場合に、あなた（申立人）の身の安全を確保するための命令です。

※ 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」といいます。)』に定められています。

- 2 保護命令は、次の5種類です（DV防止法10条）。

- (1) **6か月間の接近禁止命令**（DV防止法10条1項1号）
- (2) **2か月間の退去命令及び当該住所付近のはいかい禁止命令**（DV防止法10条1項2号）
- (3) **申立人（あなた）と同居している未成年の子への接近禁止命令**（DV防止法10条3項）
- (4) **申立人（あなた）の親族等への接近禁止命令**（DV防止法10条4項）
- (5) **電話等禁止命令**（DV防止法10条2項）

※ 夫婦関係（事実婚も含みます。）の継続中に身体に対する暴力（精神的暴力は含みません。）又は生命・身体に対する脅迫を受けた申立人が、今後、身体に対する暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けおそれ大きいときに申し立てることができます。また、既に離婚した後であっても、暴力又は脅迫が婚姻中から継続的に行われている場合には、申し立てることができます。

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力又は脅迫を受けた者についても、上記と同様に申し立てることができます。

上の5種類を同時に申し立てることもできますが、(2)の退去命令等を申し立てることができるのは、申立人(あなた)と相手方が同居している場合(一時的に避難している場合も含みます。)だけとされています。

(3)の子への接近禁止命令、(4)の親族等への接近禁止命令、(5)の電話等禁止命令は、あなた（申立人）の生命又は身体に危害が加えられることを防止することが目的ですから、期間は(1)の接近禁止命令の有効期間内に限られますし、また、(1)の接近禁止命令を申し立てていないにもかかわらず、(3)ないし(5)の命令だけを申し立てることはできません。

(3)の子への接近禁止命令は、相手方が子連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他、あなた（申立人）が子に関して相手方と会うことを余儀なくされる事情がある場合に申し立てることができます。

(4)の親族等への接近禁止命令は、相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、あなた（申立人）が親族等に関して相手方と会うことを余儀なくされる事情がある場合に申し立てることができます。なお、親族等とは、あなた（申立人）の親族等あなた（申立人）と社会生活において密接な関係を有する者のことを言います。

- 3 保護命令を申し立てるに当たって、特に注意していただきたいのは、保護命令が発令されても申立人と相手方との身分関係、財産関係には何ら変動をもたらさないこと、また、この手続の中で相手方との和解などをすることはできないということです。

※ 離婚やそれに伴う財産分与、子供の親権などの問題についての解決をお考えの方は、**家庭裁判所の調停手続等**を利用してください。

- 4 保護命令は、被害者の親族等が、被害者のために代わって申し立てることは認められていません。被害者ご本人が申し立てるか、弁護士を代理人として申し立てていただく必要があります。

※ 弁護士会や法テラス等の相談先については、窓口にもパンフレットを用意しています。

- 5 保護命令の申立てをするには、まず申立書を作成し、それを管轄のある地方裁判所に提出します。

管轄は、次のいずれかの地を管轄する地方裁判所です（DV防止法 11 条）

- (1) 相手方の住所（日本に住所がないとき又は住所が不明なときは居所）の所在地
- (2) 申立人の住所又は居所の所在地
- (3) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

- 6 申立てをするには**警察かDVセンター**に相談したという事実、又は公証人が作成した**宣誓供述書**のどちらかが必要となります（DV防止法 12 条）。

警察又は DV センターに相談せず、宣誓供述書も添付されていない場合には申立ては不適法となり、内容の審査に至りませんのでご注意ください（警察や DV センター等に相談した事実がある場合には、必ずその旨を申立書に記載してください。）。

※ 宣誓供述書は、公証人役場において、公証人の前で陳述書の記載が真実であることを宣誓して作成します。詳しくは公証人役場にお問い合わせください。

- 7 手続の流れについては「保護命令申立手続の主な流れ」を参照してください。